

令和8年度の変更点について

1 介護職員等処遇改善加算の拡充

令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定が実施されます。処遇改善については以下のとおりです。資料1-2

- (1) 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置
- (2) 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円(2.4%)の上乗せ措置

2 経過措置について

- (1) 令和9年4月1日から義務 (令和9年3月31日まで努力義務)

項目	対象	概要
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	短期入所系サービス 多機能系サービス 居住系サービス 施設系サービス	介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(いわゆる「 <u>生産性向上委員会</u> 」)の設置を義務付ける。
協力医療機関との連携体制の構築	施設系サービス (地域密着型老人福祉施設入所者生活介護)	以下の要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない。 ① 入所者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。

3 尾張旭市介護支援専門員等研修費補助金について(予定)

介護施設・事業所が負担する介護支援専門員等の研修受講料を支援することにより、離職防止及び定着促進を図り、人材確保につなげることを目的とし、次に掲げる事業を実施します。

(1)事業内容

介護施設・事業所が、介護支援専門員等の資格取得及び更新に必要な研修の受講料を負担する事業

(2)補助額

研修受講料から、寄附金等その他の収入額を控除して得た額に8分の3を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。